

## 補助金について（保育所）

## 1 施設整備費補助金

整備費は、31年度予算での計上となるため、今後、所定の手続きを経て予算化していくこととなります。

ここでお示しする金額は、今回の公募に係る資金計画書上の施設整備費補助見込額とご理解ください。

なお、施設整備費補助制度を利用する場合には、別途補助協議が必要となります。また、それぞれの補助基準に合致した計画であることが必要です。目黒区では、協議時の予算の範囲内で補助を行います。

(1) 補助対象経費及び基準額（平成30年度の補助制度に基づく算定です。平成31年度の算定は変更となる場合があります。以下同様）

① 本体工事費

施設の整備に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とします。）

定員規模による定額 定員 101名～130名 241,400千円

② 保育所開設準備費加算

保育所の開設準備に必要な費用（整備費の対象とならない備品類の購入費や開設前の職員研修費用など開設準備に必要な費用）

定員 101名～130名 18千円×定員数

③ 設計料加算

保育所の実施設計に際し必要な費用

①+②+③の5% 13,619千円

④ 特殊付帯工事

「次世代育成支援対策施設整備交付金における特殊付帯工事の取扱いについて」平成20年6月12日雇児発第0612004号を準用して整備した場合

定額 15,200千円

### ⑤ 土地借料加算

新たに土地を賃借して保育所等を整備する場合

定額 45,000千円

### ⑥ 地域の余裕スペース活用促進加算

地域の余裕スペース（学校、公営住宅、公民館、公有地、公園などの都市施設など）を活用して保育所等を整備する場合

定額 15,780千円

## (2) 補助金交付額

基準額の合計額と補助対象経費の実支出額から寄付金その他の収入額を差し引いた額とを比較して、いずれか少ない額に7/8を乗じて得た額。（千円未満切捨て）なお、平成31年度予算査定額が上限額になります。

## (3) 整備スケジュールについての留意点

実施設計及び工事の契約・着手は国庫補助等内事後に行う必要があります。整備の都合上、実施設計を内示前に行う場合は、設計料加算が対象外になります。

## 2 職員配置基準

職員配置は「目黒区私立認可保育所職員配置基準」以上としてください。

## 3 保育所運営費

子ども・子育て支援法附則第6条に規定する委託費に加え、「目黒区保育所運営費等補助要綱」及び「目黒区私立保育所法外援護実施要綱」に基づき運営費の補助を行います。

## 4 費用の負担

応募にかかる費用及び整備にかかる費用は、すべて事業者のご負担となります。

## 5 事情変更

事業者決定後、国及び東京都の制度や諸事情等に大幅な変更が生じた場合は、区と事業者間で整備方法等について変更協議することがあります。

## 6 添付資料

- (1) 目黒区保育所運営費等補助要綱
- (2) 目黒区私立保育所法外援護実施要綱
- (3) 目黒区私立認可保育所職員配置基準

## 目黒区保育所運営費等補助要綱

制定	平成19年	3月	9日付け目健育	第1115号
改正	平成20年	3月	14日付け目子保S	第1707号
	平成20年	11月	18日付け目子保	第6242号
	平成21年	5月	20日付け目子保	第2465号
	平成22年	4月	13日付け目子保	第10015号
	平成25年	3月	19日付け目子保	第10168号
	平成27年	3月	31日付け目子保	第10780号
	平成28年	3月	25日付け目子保	第10712号
	平成28年	8月	25日付け目子保	第4205号
	平成29年	3月	31日付け目子保	第10455号
	平成30年	2月	19日付け目子保	第9747号
	平成30年	3月	22日付け目子保	第10226号

### 目次

- 第1章 総則（第1条―第3条）
- 第2章 運営費補助（第4条―第9条）
- 第3章 産休等代替職員費補助（第10条―第17条）
- 第4章 雑則（第18条―第22条）
- 付則

#### 第1章 総則

##### （目的）

第1条 この要綱は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第24条第1項の規定に基づき保育を行う保育所（以下「保育所」という。）に対して、区が保育内容の充実に要する経費及び産休等代替職員の任用に係る経費を補助することにより、児童の福祉の増進を図ること及び保育所における児童等の処遇の安定的な実施を確保することを目的とする。

##### （実施年齢）

第2条 この要綱における児童の年齢は、当該児童が入所した保育所において保育の利用を開始した年度の初日（年度を超えて引き続き同じ保育所に在籍している場合は当該年度の初日）における年齢（以下「実施年齢」という。）とする。

##### （定義）

第3条 この要綱における用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 定員 地方公共団体以外の者が設置する保育所（以下「私立保育所」という。）にあつては知事が認可した定員をいい、目黒区立保育所条例（昭和40年6月目黒区条例第25号）別表に規定する保育所（以下「区立保育所」という。）にあつては目黒区立保育所条例施行規則（昭和60年3月目黒区規則第28号）で規定する定員をいう。
- 二 零歳児 実施年齢が0歳の児童をいう。
- 三 1歳児 実施年齢が1歳の児童をいう。
- 四 2歳児 実施年齢が2歳の児童をいう。
- 五 3歳児 実施年齢が3歳の児童をいう。
- 六 4歳児 実施年齢が4歳の児童をいう。
- 七 5歳児 実施年齢が5歳の児童をいう。
- 八 保育士 法第18条の4に規定する者をいう。
- 九 保健師等 保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第2条に規定する保健師、保健師助産師看護師法第3条に規定する助産師及び保健師助産師看護師法第5条に規定する看護師

をいう。

- 十 最低基準 東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成24年東京都条例43号）に規定された児童福祉施設最低基準をいう。
- 十一 11時間開所保育 保育所の開所時間が11時間以上であり、かつ、その時間において保育を行うことをいう。
- 十二 処遇改善等加算 子ども・子育て支援法における施設型給付に係る処遇改善等加算をいう。
- 十三 産休等職員 職員のうち出産又は傷病のため休業する者で、第11条に規定する期間中において、就業規則又は労働契約の定めるところにより労働基準法（昭和22年法律第49号）第11条に規定する賃金の全額の支給を受ける者をいう。
- 十四 産休職員 前号に規定する職員のうち、出産のために休業する者をいう。
- 十五 病休職員 第12号に規定する職員のうち、傷病のために休業する者をいう。
- 十六 産休等代替職員 産休等職員の勤務を臨時に代替して行う者をいう。
- 十七 産休代替職員 前号に規定する者のうち、産休職員を代替する者をいう。
- 十八 病休代替職員 第15号に規定する職員のうち、病休職員を代替する者をいう。
- 十九 保育補助員 保育士の資格を有さない者をいう。
- 二十 常勤職員 各保育所の就業規則等で定めた常勤のうち、事業主と期間の定めのない労働契約を結んでいる者（1年以上の労働契約を結んでいる者を含む。）であって、労働基準法施行規則（昭和22年厚生省令第23号）第5条第1項第1号の3により明示された就業の場所が当該保育所のみであり、1日6時間以上かつ月20日以上、常態的に勤務し、当該保育所（一括適用の承認を受けている場合は本社等）を適用事業所とする社会保険の被保険者であるものをいう。

## 第2章 運営費補助

（運営費の補助対象経費）

第4条 区長は、保育所の設置者又は施設長（以下「設置者等」という。）からの請求により、次の各号に掲げる事業に要する経費を補助するものとする。

- 一 零歳児保育特別対策事業 零歳児保育特別対策事業指定要件（別記1）に該当する保育所において保育所の運営の充実を図るため、常勤若しくは非常勤の保健師等の配置、給食の充実を図るための調理員の増配置又は嘱託医手当の充実を図るための手当の加算を行う事業
- 二 零歳児保育推進事業 4月から9月までの間に零歳児の定員が充足しなかった零歳児保育推進事業指定要件（別記2）に該当する保育所で、定員に基づき最低基準に定める職員配置をした場合において保育士配置の充実を図るため、不足分の経費の加算を行う事業
- 三 11時間開所保育対策事業 11時間開所している保育所において、保育所の運営の充実を図るため、定員60人以下の保育所にあつては保育士1人の、定員61人以上の保育所にあつては保育士2人の増配置、又は、保育補助としてパート保育士もしくは保育補助員の増配置を行う事業
- 四 一般保育所対策事業 保育所の運営の充実を図るため、3歳以上児に対する主食給食の実施に要する経費、1歳児に対する保育士配置の是正に要する経費等の加算を行う事業
- 五 延長保育事業 11時間開所保育の後、週平均1時間以上の延長保育を行う場合（土曜日の延長時間は計算に含めないものとする。）に、その運営の充実を図るため、職員の配置等に要する経費の加算を行う事業
- 六 保育所地域活動事業 保育所において地域の需要に応じた幅広い活動を推進することにより、児童の福祉の向上を図ることを目的とした次に掲げる事業
  - （一）世代間交流等事業 老人福祉施設、介護保険施設等への訪問又はこれらの施設や地域の老年寄りを招待し、劇、季節的行事等を通じて世代間のふれあい活動を行う事業
  - （二）異年齢児交流事業 保育所を退所した児童や地域の児童とともに地域的行事、ハイキング等の共同活動を通じて異年齢児との交流を行う事業

- (三) 育児講座及び育児と仕事両立支援事業 地域の乳幼児を持つ保護者等を対象とした育児講座の開催や育児と仕事の両立支援に関する情報提供を行う。
- (四) 小学校低学年児童の受入れ事業 小学3年生程度までの児童を一時保育の場を活用して5人程度受け入れ、当該児童の適切な処遇、安全の確保等を図る事業
- (五) 地域の特性に応じた保育需要への対応事業 地域の実状に応じた活動をしている保育所について区長が特に必要を認めるもの等地域の保育需要に対応するために行う事業
- (六) 家庭的保育を行う者と保育所との連携事業 家庭的保育を行う者との相談指導又は巡回指導を行うとともに、保育者が預かる児童を保育所の行事に参加させたり、体験集団保育を行う事業
- (七) 保育所体験特別事業 適切な保育を必要としている親子等に保育所を開放し、保育所入所児童との交流を通じて育児の工夫の仕方等について相談助言を行う事業

(運営費補助金の額)

第5条 前条に規定する事業等に要する経費（以下「運営費補助金」という。）に係る補助額は、算定基準（別表第1）に基づき、別表第2から別表第7までに規定する単価表により算出した額とする。

2 前項の規定にかかわらず、区外に所在する保育所に在籍する児童に係る補助額は、当該区市町村が定める補助額に基づき補助することができることとする。

(運営費補助金の支給)

第6条 運営費補助金は月を単位として支給する。ただし、特別の事情のあるときはこの限りでない。

(運営費補助金の請求)

第7条 運営費補助金の支給を受けようとする設置者等は、請求書に内訳の確認できる書類を添付して区長に請求しなければならない。

(受託児童に係る運営費の請求)

第8条 区立保育所に他の区市町村（特別区及び東京都外の区市町村を除く。）の長が保育の実施を行っている児童が入所している場合にあっては、第4条第4号に規定する一般保育所対策事業のうち、別表第3又は別表第4に規定する単価表により算出した額を当該市区町村の長に対して請求することとする。

(零歳児保育推進加算対象保育所の指定)

第9条 第4条第2号に規定する零歳児保育推進事業に要する経費の補助を受けようとする場合は、零歳児保育推進加算対象保育所の指定を受けるものとする。

2 前項に規定する指定は、保育所の設置者等から申請を受け、区長が零歳児保育推進事業指定要件を確認の上、行うものとする。

### 第3章 産休等代替職員費補助

(産休等代替職員費の補助対象経費)

第10条 区長は、私立保育所の設置者等からの請求により、当該保育所の職員が出産又は傷病のため長期間にわたって継続する休業を必要とし、当該職員の職務を行わせるための産休等代替職員を臨時的に任用する場合に、当該産休等代替職員の任用に係る経費（以下「産休等代替職員費補助金」という。）を補助する。

(採用期間)

第11条 産休等代替職員の採用期間は、次の各号に定めるところによる。

- 一 産休職員に係る代替職員の採用期間は、産休職員が産前の休暇を始める日を起算日として、単体妊娠の場合は16週間、多胎妊娠の場合は20週間とする。ただし、出産予定日を基準として、単体妊娠の場合は産前8週間、産後10週間を、多胎妊娠の場合は産前14週間、産後10週間をそれぞれ超えないものとする。
- 二 病休職員に係る代替職員の採用期間は、病休職員が療養のために14日以上（休日等を含む。）

休業を要する場合とし、その期間は180日（休日等を含まない。）を限度とする。

（産休等代替職員の資格）

第12条 産休等代替職員は、健康状態に異常が認められず、かつ、資格の定めがある場合には所定の資格を有するものでなければならない。ただし、特別の事情があるときは、児童福祉施設において児童の保護に直接従事した経験がある者又は保育士試験の一部に合格した者を採用することができる。

（産休等代替職員の採用手続）

第13条 私立保育所の設置者等は、産休等代替職員を採用する場合には、産休等代替職員任用承認申請書（別記第3号様式）に、次に掲げる書類を添えて、原則としてその採用する日の10日前までに区長に申請しなければならない。

- 一 産休代替職員の採用の場合には、産休職員についての医師又は助産師が発行する出産予定日の記載のある妊娠証明書並びに産休代替職員についての健康診断書及び資格証明書の写し又は履歴書
- 二 病休代替職員の採用の場合には、病休職員についての医師が発行する証明書並びに病休代替職員についての健康診断書及び資格証明書の写し又は履歴書

2 区長は、前項の規定により申請があった場合には、その内容を審査し、産休等代替職員の採用について、産休等代替職員採用承認（不承認）通知書（別記第4号様式）により私立保育所の設置者等に通知しなければならない。

（産休等代替職員費補助金の額）

第14条 産休等代替職員費補助金の額は、産休代替職員がその任用期間の範囲内において私立保育所に勤務した日数に、次の表に定める単価（私立保育所が当該単価より低い額で支出している日についてはその額）を乗じて得た額とする。

単価		算定基準
日額	7,840円	単価×代替職員数×雇用日数
半日額	3,920円	単価×代替職員数×雇用日数

（産休等代替職員費補助金の支給）

第15条 産休等代替職員費補助金は月を単位として支給する。ただし、特別の事情のあるときはこの限りでない。

（産休等代替職員費補助金の請求）

第16条 産休等代替職員費補助金の支給を受けようとする私立保育所の設置者等は、代替職員費内訳書（別記第5号様式）を提出し、産休等代替職員費請求書（別記第6号様式）により区長に請求しなければならない。

（退職等による報告）

第17条 私立保育所の設置者等は、雇用契約期間の満了等により産休等代替職員が退職したとき又は産休等職員が就業したときは、速やかに産休等代替職員任用調書（別記第7号様式）により、区長に報告しなければならない。

#### 第4章 雑則

（状況報告）

第18条 区長は保育所設置者に対して、毎月初日における職員名簿の提出を求めることができる。

- 2 区長は、補助金を支給した保育所の設置者等に対し、必要があるときは補助金の執行状況について報告を求めることができる。
- 3 区長は、前項の報告を受けた場合において、必要があると認めるときは、その処理について適切な指示を行わなければならない。
- 4 第1項又は第2項の報告において、非常勤職員を誤って常勤職員として届出していた場合、保育所の設置者は直ちにその旨を報告しなければならない。この場合において、非常勤職員であった時点

まで遡って非常勤職員として扱うものとする。

- 5 第1項又は第2項の報告において、常勤職員を誤って非常勤職員として届出していた場合、保育所の設置者は直ちにその旨を報告しなければならない。この場合において、報告があった月の次月の初日時点から常勤職員として扱うものとする。

(補助金の使用制限)

第19条 保育所の設置者等は、この要綱に定める目的以外に補助金を使用してはならない。

(補助金の支給の取消し)

第20条 区長は、保育所の設置者等が前条の規定に反して補助金を使用した場合は、その全部又は一部の支給を取り消すことができる。

(費用の徴収の禁止)

第21条 補助金の支給を受けた保育所の設置者等は、第4条各号に規定する事業に要する経費に関し、入所児童の保護者から費用を徴収してはならない。

(その他)

第22条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、目黒区補助金等交付規則(昭和43年3月目黒区規則第6号)に定めるところによる。

付 則

(施行期日等)

- 1 この要綱は、平成19年3月9日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

(目黒区保育所扶助要綱の廃止)

- 2 目黒区保育所扶助要綱は、廃止する。

付 則 (平成20年3月14日付け目子保S第1707号)

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

付 則 (平成20年11月18日付け目子保第6242号)

この要綱は、平成20年12月1日から施行する。

付 則 (平成21年 5月20日付け目子保第2465号)

この要綱は、平成21年6月1日から施行する。

付 則 (平成22年 4月13日付け目子保第10015号)

この要綱は、平成22年5月1日から施行する。

付 則 (平成25年 3月19日付け目子保第10168号)

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

付 則 (平成27年 3月31日付け目子保第10780号)

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

付 則 (平成28年 3月25日付け目子保第10712号)

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

付 則 (平成28年 8月25日付け目子保第 4205号)

この要綱は、平成28年4月1日から適用する。

付 則 (平成29年 3月31日付け目子保第10455号)

この要綱は、平成29年4月1日から適用する。

付 則 (平成30年 2月19日付け目子保第 9747号)

この要綱は、平成29年4月1日から適用する。

付 則 (平成30年 3月22日付け目子保第10226号)

この要綱は、平成30年4月1日から適用する。

## 別記1

### 零歳児保育特別対策事業指定要件

#### 1 取扱人員

零歳児の取扱人員が1施設当たり9人以上（区長が特に必要と認める場合にあっては6人以上）であること。ただし、4時間以上の延長保育を実施する保育所及び夜間保育所にあっては、一施設当たり5人以上とする。

#### 2 設備及び運営

- (1) 零歳児1人につき、零歳児室及びほふく室を通じて、おおむね3.3平方メートル以上の有効面積があること。
- (2) 保健室（最低基準に定める医務室が零歳児の静養室の機能を有する場合は、この限りでない。）、調乳室（専用の調乳室が設けられない場合は、調理室の一部を調乳場所として区画することをもって足る。）、沐浴室（沐浴室に代わる沐浴設備を置く場合は、この限りでない。）及び便所を設けること。
- (3) 零歳児が専用で使用できる野外遊技場（歩行運動及び外気浴等を行う場所）を設けるよう努めること。
- (4) 零歳児の心身発達に即応した遊具その他零歳児用の備品を整備すること。
- (5) 危険防止及び非常災害時における緊急避難につき万全の対策を講ずるとともに、不測の事態に対処するための責任態勢を確立すること。
- (6) 保健師等を1人以上配置すること。なお、常勤の保健師等を配置することが困難な場合は、週20時間以上勤務の非常勤の保健師等を配置すること。ただし、零歳児9人以上の保育所においては、常勤の確保に努めること。4時間以上の延長保育を実施する保育所及び夜間保育所にあっては、零歳児の取扱人員が5人以上である場合には保健師等を1人配置すること。
- (7) 保健師等は、保育士との協力の下に零歳児の異常の発見、特に登所時における健康観察を通じての異常の有無の確認及び医師との連絡を行うほか、健康診断、予防接種の計画及びその実施に対する協力等保健活動に従事すること。
- (8) 常勤の調理員を1人増配置（ただし、「保育所における調理業務の委託について」（平成10年2月18日付け児発第86号厚生省児童家庭局長通知）に基づき、すべての調理業務を委託する場合には、調理員を置かないことができる。）し、給食については、衛生的取扱いについて細心の注意を払うとともに、零歳児の発育及び健康状態、家庭の食生活等を十分理解し、個人差に応じた給食を実施するように努めること。
- (9) 健康管理の徹底を図るため、嘱託医（一般児童の嘱託医と兼務）の積極的な協力を求め、週1回（嘱託医の不足等やむを得ない事情がある場合には、当面の間、最低月1回）以上の診療契約を結び、業務内容の充実を図ること。

## 別記2

### 零歳児保育推進事業指定要件

- 1 零歳児保育特別対策事業指定要件（別記1）2（1）から（4）までに定める設備用件を満たし、原則として零歳児が3人以上入所していること。
- 2 特に地域の保育需要に積極的に応えている（3か月未満児を受け入れている。）こと。
- 3 4月1日の零歳在籍児童数が前年度の3月1日の零歳在籍児童数に満たないこと。
- 4 年度当初における現員保育士数総数が、前年度末の零歳児童数に見合う配置基準保育士数（区基準）と年度当初の1歳以上児童数により算出した配置基準保育士数（区基準）との合計数以上であること。
- 5 その他適正な運営を実施していること。

別表第 1 (第 5 条関係)

算定基準表

補助対象事業		補助対象経費	算定基準	
事業別	補助項目		単価	算定方法
零歳児保育特別対策事業	保健師等の配置	零歳児の取扱人員が 9 人以上の保育所に保健師等 1 人を配置するための経費	別表第 2	単価×雇用月数
		零歳児の取扱人員が 6 人以上 9 人未満の保育所に保健師等 1 人を配置するための経費	別表第 2	
	調理員の増配置	零歳児の取扱人員が 6 人以上の保育所に調理員 1 人を増配置するための経費	別表第 2	単価×雇用月数
	嘱託医手当加算	零歳児の取扱人員が 6 人以上の保育所における嘱託医の手当てに要する経費	12,320円	単価×雇用月数
零歳児保育推進事業	零歳児保育推進加算	零歳児未充足児童数に見合う保育士の配置に要する経費	140,140円	単価×延零歳児未充足児童数
11時間開所保育対策事業	保育士加算	定員 60 人以下の保育所に保育士 1 人を、定員 61 人以上の保育所に保育士 2 人を増配置するために要する経費	別表第 2	単価×職員数×雇用月数
	パート保育士・保育補助員加算	パート保育士・保育補助員の雇用に要する経費	104,460円	単価×パート職員数×雇用月数
	暖房費加算	11 月から 3 月までの期間における 11 時間の開所時間内の採暖の充実に要する経費	10,000円	単価×月数
一般保育所対策事業		保育事業の充実に要する経費	別表第 3 ～ 別表第 6	単価×児童数×入所月数
保育所地域活動事業		保育所における地域活動に要する経費	別表第 7	1 施設当たり 年額 500,000円を 限度とする。
延長保育事業	延長保育事業	延長保育に保育士を配置するための経費	210,160円	単価×雇用月数
	減免加算分	生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）に規定する被保護世帯及び特別区民税非課税世帯に属する児童について延長保育料の減免を行った場合の経費	4,000円	単価×対象児童数×月数

#### 算定基準表（追加説明）

- 1 算定基礎となる児童数、職員数、施設等は、それぞれ月の初日現在により算定すること。
- 2 算定基準においては、入所児童1人当たりの単価によるものは私立保育所に区長が保育の実施を行っている児童を、施設及び職員当たり単価によるものは区内に設置された私立保育所をそれぞれ算定単位とする。
- 3 別表第2から第7までの単価表の運用に当たり、定員区分、処遇改善等加算の加算率の区分、所長設置未設置の別又は入所児童の年齢区分によりそれぞれ単価設定されているものについては、国庫負担金通知の算定基準に準じて算定すること。
- 4 11時間開所保育対策事業もしくは延長保育事業における保育士を配置するための加算は、最低基準における保育士配置基準を満たし、かつ、1歳児の保育士配置を児童5人に対して1人以上配置した場合において、当該加算を行う。
- 5 上記4の保育士の配置加算において、短時間勤務保育士（有資格者）を常勤換算する場合は、当該保育所の就業規則に定める常勤保育士の勤務時間を上回る場合に当該加算を行う。
- 6 「11時間開所保育対策事業」の「パート保育士・保育補助員加算」については、同事業の「保育士加算」の保育士が充足された場合にのみ算定できるものとする。
- 7 零歳児保育推進加算対象児童数の算定は、4月から9月までの期間のうち、零歳児が未充足となる月において、零歳児童数については、前年度の3月1日の零歳児童数により算出した区基準保育士数と各月の現員保育士数とを比較して、各月の現員保育士数が都基準保育士数以上の場合に、前年度の3月1日と当該月の零歳児童数の差（零歳児未充足児童数）が加算対象児童数となる。
- 8 11時間開所保育対策事業におけるパート保育士・保育補助員数は、11時間の開所時間の開始後及び終了前30分の時点における利用児童数の和を2で除して得た数（小数点以下切上げとする。以下「平均利用児童数」という。）に応じて次によること。
  - (1) 毎月初日の零歳児の平均利用児童数に3を乗じて得た数並びに1歳児及び2歳児の平均利用児童数に1.5を乗じて得た数に3歳以上児の平均利用児童数を加えた数（以下「算定基礎児童数」という。）が16以上の場合は当該算定基礎児童数から15を引いて得た数を15で除した数（小数点以下切上げ）のパート保育士・保育補助員を配置することができるものとし、算定基礎児童数が16未満の場合は11時間の開所時間の開始後及び終了前30分の時点における利用児童数のいずれか一方の時点における利用児童数をもって平均利用児童数としてパート保育士・保育補助員数を算出することができるものとする。
  - (2) 上記(1)におけるパート保育士・保育補助員のほか、毎月初日の11時間の開所時間の開始後及び終了前30分の時点における3歳未満の児童の利用数が20人以上いる場合には、さらに1人のパート保育士・保育補助員を配置することができる。
  - (3) 上記(1)及び(2)の定めにかかわらず、パート保育士の算定数は4人までとする。また、当該加算の算定に当たっては、2人目以降のパート保育士・保育補助員を加算対象者とする。
  - (4) 区長はパート保育士・保育補助員の雇用を示す資料の提出を求めることができる。
  - (5) パート保育士・保育補助員加算の対象職員は週15時間以上勤務の者とする。

## 別表第2（第5条関係）

## 増配置職員単価表

（単位：円）

区分	職員一人 当たりの 平均勤続 年数	月額単価				
		10年以上	7年以上 10年未満	4年以上 7年未満	4年未満	加算率停止
保育士 （常勤職員）	公立	381,120				
	私立	456,180	448,080	439,980	423,780	407,590
調理員 （常勤職員）	公立	315,260				
	私立	380,190	373,430	366,660	353,130	339,600
保健師等 （常勤職員）	公立	446,470				
	私立	502,580	493,650	484,720	466,860	449,010
保健師等 （非常勤職員）	公立	223,240				
	私立	251,290	246,830	242,360	233,430	224,510

\*「職員一人当たりの平均勤続年数」とは、処遇改善等加算の加算率算定に当って算出した職員一人当たりの勤務年数をいう。

別表第3（第5条関係）

公立保育所単価表（産休明け零歳児保育及び延長保育のいずれも実施している公立保育所分）

定員	20人	21～30人	31～45人	46～59人	60人	61～90人	91～120人	121～149人	150人	151人以上
0歳児	36,630	24,540	10,250	8,270	12,450	6,560	7,620	5,950	7,400	5,640
1歳児	49,620	37,530	23,240	21,260	25,440	19,550	20,610	18,940	20,390	18,630
2歳児	36,630	24,540	10,250	8,270	12,450	6,560	7,620	5,950	7,400	5,640
3歳児	37,820	25,730	11,440	9,460	13,640	7,750	8,810	7,140	8,590	6,830
4歳以上児	37,820	25,730	11,440	9,460	13,640	7,750	8,810	7,140	8,590	6,830

別表第4（第5条関係）

公立保育所単価表（産休明け零歳児保育及び延長保育のいずれか実施している又はいずれも実施していない公立保育所分）

定員	20人	21～30人	31～45人	46～59人	60人	61～90人	91～120人	121～149人	150人	151人以上
0歳児	25,150	16,890	4,510	3,680	8,630	4,560	6,020	4,710	6,330	4,840
1歳児	38,140	29,880	17,500	16,670	21,620	17,550	19,010	17,700	19,320	17,830
2歳児	25,150	16,890	4,510	3,680	8,630	4,560	6,020	4,710	6,330	4,840
3歳児	26,340	18,080	5,700	4,870	9,820	5,750	7,210	5,900	7,520	6,030
4歳以上児	26,340	18,080	5,700	4,870	9,820	5,750	7,210	5,900	7,520	6,030

別表第5（第5条関係）

私立保育所単価表（入所定員61人以上の私立保育所でありかつ公定価格特定加算部分における下記事業のうち複数実施している若しくはいずれも実施していない私立保育所）  
 （1）延長保育事業 （2）一時預かり事業 （3）病後児保育事業 （4）乳児が3人以上利用している施設 （5）障害児が1人以上利用している施設

職員一人当たりの平均勤続年数		定員	61～70人	71～80人	81～90人	91～100人	101～110人	111～120人	121～130人	131～140人	141～149人	150人	151～160人	161～170人	171～190人	191～210人	211～230人	231人以上
10年以上	設置	0歳児	19,480	12,510	7,010	15,400	11,440	8,140	11,780	9,150	6,880	9,490	12,560	10,360	8,040	7,470	6,990	6,590
		1歳児	34,630	27,660	22,160	30,550	26,590	23,290	26,930	24,300	22,030	24,640	27,710	25,510	23,190	2,260	22,140	21,740
		2歳児	19,170	12,200	6,700	15,090	11,130	7,830	11,470	8,840	6,570	9,180	12,250	10,050	7,730	7,160	6,680	6,280
		3歳児	20,360	13,390	7,890	16,280	12,320	9,020	12,660	10,030	7,760	10,370	13,440	11,240	8,920	8,350	7,870	7,470
	4歳以上児	20,360	13,390	7,890	16,280	12,320	9,020	12,660	10,030	7,760	10,370	13,440	11,240	8,920	8,350	7,870	7,470	
	未設置	0歳児	17,600	11,680	7,010	14,410	10,990	8,140	11,170	8,860	6,880	9,490	12,150	10,160	8,040	7,470	6,990	6,590
		1歳児	32,750	26,830	22,160	29,560	26,140	23,290	26,320	24,010	22,030	24,640	27,300	25,310	23,190	2,260	22,140	21,740
		2歳児	17,290	11,370	6,700	14,100	10,680	7,830	10,860	8,550	6,570	9,180	11,840	9,850	7,730	7,160	6,680	6,280
3歳児		18,480	12,560	7,890	15,290	11,870	9,020	12,050	9,740	7,760	10,370	13,030	11,040	8,920	8,350	7,870	7,470	
4歳以上児	18,480	12,560	7,890	15,290	11,870	9,020	12,050	9,740	7,760	10,370	13,030	11,040	8,920	8,350	7,870	7,470		
7年以上 10年未満	設置	0歳児	19,190	12,330	6,930	15,140	11,250	8,010	11,590	9,000	6,770	9,340	12,370	10,200	7,920	7,360	6,890	6,500
		1歳児	34,060	27,200	21,800	30,010	26,120	22,880	26,460	23,870	21,640	24,210	27,240	25,070	22,790	22,230	21,760	21,370
		2歳児	18,880	12,020	6,620	14,830	10,940	7,700	11,280	8,690	6,460	9,030	12,060	9,890	7,610	7,050	6,580	6,190
		3歳児	20,070	13,210	7,810	16,020	12,130	8,890	12,470	9,880	7,650	10,220	13,250	11,080	8,800	8,240	7,770	7,380
	4歳以上児	20,070	13,210	7,810	16,020	12,130	8,890	12,470	9,880	7,650	10,220	13,250	11,080	8,800	8,240	7,770	7,380	
	未設置	0歳児	17,330	11,520	6,930	14,170	10,810	8,010	10,990	8,720	6,770	9,340	11,960	10,010	7,920	7,360	6,890	6,500
		1歳児	32,200	26,390	21,800	29,040	25,680	22,880	25,860	23,590	21,640	24,210	26,830	24,880	22,790	22,230	21,760	21,370
		2歳児	17,020	11,210	6,620	13,860	10,500	7,700	10,680	8,410	6,460	9,030	11,650	9,700	7,610	7,050	6,580	6,190
3歳児		18,210	12,400	7,810	15,050	11,690	8,890	11,870	9,600	7,650	10,220	12,840	10,890	8,800	8,240	7,770	7,380	
4歳以上児	18,210	12,400	7,810	15,050	11,690	8,890	11,870	9,600	7,650	10,220	12,840	10,890	8,800	8,240	7,770	7,380		
4年以上 7年未満	設置	0歳児	18,890	12,160	6,850	14,880	11,070	7,890	11,400	8,860	6,670	9,190	12,170	10,040	7,810	7,250	6,790	6,410
		1歳児	33,490	26,760	21,450	29,480	25,670	22,490	26,000	23,460	21,270	23,790	26,770	24,640	22,410	21,850	21,390	21,010
		2歳児	18,580	11,850	6,540	14,570	10,760	7,580	11,090	8,550	6,360	8,880	11,860	9,730	7,500	6,940	6,480	6,100
		3歳児	19,770	13,040	7,730	15,760	11,950	8,770	12,280	9,740	7,550	10,070	13,050	10,920	8,690	8,130	7,670	7,290
	4歳以上児	19,770	13,040	7,730	15,760	11,950	8,770	12,280	9,740	7,550	10,070	13,050	10,920	8,690	8,130	7,670	7,290	
	未設置	0歳児	17,070	11,360	6,850	13,930	10,630	7,890	10,810	8,580	6,670	9,190	11,770	9,850	7,810	7,250	6,790	6,410
		1歳児	31,670	25,960	21,450	28,530	25,230	22,490	25,410	23,180	21,270	23,790	26,370	24,450	22,410	21,850	21,390	21,010
		2歳児	16,760	11,050	6,540	13,620	10,320	7,580	10,500	8,270	6,360	8,880	11,460	9,540	7,500	6,940	6,480	6,100
3歳児		17,950	12,240	7,730	14,810	11,510	8,770	11,690	9,460	7,550	10,070	12,650	10,730	8,690	8,130	7,670	7,290	
4歳以上児	17,950	12,240	7,730	14,810	11,510	8,770	11,690	9,460	7,550	10,070	12,650	10,730	8,690	8,130	7,670	7,290		
4年未満	設置	0歳児	18,300	11,810	6,700	14,360	10,690	7,630	11,010	8,570	6,470	8,890	11,770	9,720	7,570	7,040	6,600	6,230
		1歳児	32,340	25,850	20,740	28,400	24,730	21,670	25,050	22,610	20,510	22,930	25,810	23,760	21,610	21,080	20,640	20,270
		2歳児	17,990	11,500	6,390	14,050	10,380	7,320	10,700	8,260	6,160	8,580	11,460	9,410	7,260	6,730	6,290	5,920
		3歳児	19,180	12,690	7,580	15,240	11,570	8,510	11,890	9,450	7,350	9,770	12,650	10,600	8,450	7,920	7,480	7,110
	4歳以上児	19,180	12,690	7,580	15,240	11,570	8,510	11,890	9,450	7,350	9,770	12,650	10,600	8,450	7,920	7,480	7,110	
	未設置	0歳児	16,550	11,050	6,700	13,440	10,270	7,630	10,450	8,310	6,470	8,890	11,390	9,540	7,570	7,040	6,600	6,230
		1歳児	30,590	25,090	20,740	27,480	24,310	21,670	24,490	22,350	20,510	22,930	25,430	23,580	21,610	21,080	20,640	20,270
		2歳児	16,240	10,740	6,390	13,130	9,960	7,320	10,140	8,000	6,160	8,580	11,080	9,230	7,260	6,730	6,290	5,920
3歳児		17,430	11,930	7,580	14,320	11,150	8,510	11,330	9,190	7,350	9,770	12,270	10,420	8,450	7,920	7,480	7,110	
4歳以上児	17,430	11,930	7,580	14,320	11,150	8,510	11,330	9,190	7,350	9,770	12,270	10,420	8,450	7,920	7,480	7,110		
停止	設置	0歳児	17,710	11,470	6,540	13,840	10,320	7,380	10,630	8,280	6,260	8,600	11,380	9,410	7,340	6,830	6,410	6,050
		1歳児	31,200	24,960	20,030	27,330	23,810	20,870	24,120	21,770	19,750	22,090	24,870	22,900	20,830	20,320	19,900	19,540
		2歳児	17,400	11,160	6,230	13,530	10,010	7,070	10,320	7,970	5,950	8,290	11,070	9,100	7,030	6,520	6,100	5,740
		3歳児	18,590	12,350	7,420	14,720	11,200	8,260	11,510	9,160	7,140	9,480	12,260	10,290	8,220	7,710	7,290	6,930
	4歳以上児	18,590	12,350	7,420	14,720	11,200	8,260	11,510	9,160	7,140	9,480	12,260	10,290	8,220	7,710	7,290	6,930	
	未設置	0歳児	16,030	10,730	6,540	12,960	9,910	7,380	10,080	8,030	6,260	8,600	11,010	9,230	7,340	6,830	6,410	6,050
		1歳児	29,520	24,220	20,030	26,450	23,400	20,870	23,570	21,520	19,750	22,090	24,500	22,720	20,830	20,320	19,900	19,540
		2歳児	15,720	10,420	6,230	12,650	9,600	7,070	9,770	7,720	5,950	8,290	10,700	8,920	7,030	6,520	6,100	5,740
3歳児		16,910	11,610	7,420	13,840	10,790	8,260	10,960	8,910	7,140	9,480	11,890	10,110	8,220	7,710	7,290	6,930	
4歳以上児	16,910	11,610	7,420	13,840	10,790	8,260	10,960	8,910	7,140	9,480	11,890	10,110	8,220	7,710	7,290	6,930		

表中の設置、未設置の区別は施設長の有無である。

\*「職員一人当たりの平均勤続年数」とは、処遇改善等加算の加算率算定に当って算出した職員一人当たりの勤務年数をいう。

別表第6（第5条関係）

私立保育所単価表（入所定員60人以下の私立保育所及び入所定員61人以上で別表第5（第5条関係）に該当しない私立保育所分）

職員一人当たりの平均勤続年数		定員	20人	21～30人	31～40人	41～45人	46～50人	51～59人	60人	61～70人	71～80人	81～90人	91～100人	101～110人	111～120人	121～130人	131～140人	141～149人	150人	151～160人	161～170人	171～190人	191～210人	211～230人	231人以上
10年以上	設置	0歳児	45,790	31,420	30,990	21,330	21,490	9,900	16,340	21,770	14,510	8,790	17,000	12,900	9,480	13,010	10,290	7,940	10,560	13,570	11,300	8,890	8,230	7,680	7,230
		1歳児	60,940	46,570	46,140	36,480	36,640	25,050	31,490	36,920	29,660	23,940	32,150	28,050	24,630	28,160	25,440	23,090	25,710	28,720	26,450	24,040	23,380	22,830	22,380
		2歳児	45,480	31,110	30,680	21,020	21,180	9,590	16,030	21,460	14,200	8,480	16,690	12,590	9,170	12,700	9,980	7,630	10,250	13,260	10,990	8,580	7,920	7,370	6,920
		3歳児	46,670	32,300	31,780	22,210	22,370	10,780	17,220	22,650	15,390	9,670	17,880	13,780	10,360	13,890	11,170	8,820	11,440	14,450	12,180	9,770	9,110	8,560	8,110
	4歳以上児	46,670	32,300	31,780	22,210	22,370	10,780	17,220	22,650	15,390	9,670	17,880	13,780	10,360	13,890	11,170	8,820	11,440	14,450	12,180	9,770	9,110	8,560	8,110	
	未設置	0歳児	45,790	31,420	29,340	21,330	19,510	9,900	16,340	19,890	13,690	8,790	16,010	12,450	9,480	12,400	10,010	7,940	10,560	13,510	11,110	8,890	8,230	7,680	7,230
		1歳児	60,940	46,570	44,490	36,480	34,660	25,050	31,490	35,040	28,840	23,940	31,160	27,600	24,630	27,550	25,160	23,090	25,710	28,300	26,260	24,040	23,380	22,830	22,380
		2歳児	45,480	31,110	29,030	21,020	19,200	9,590	16,030	19,580	13,380	8,480	15,700	12,140	9,170	12,090	9,700	7,630	10,250	12,840	10,800	8,580	7,920	7,370	6,920
3歳児		46,670	32,300	30,220	22,210	20,390	10,780	17,220	20,770	14,570	9,670	16,890	13,330	10,360	13,280	10,890	8,820	11,440	14,030	11,990	9,770	9,110	8,560	8,110	
7年以上 10年未満	設置	0歳児	45,030	30,910	30,490	21,000	21,150	9,770	16,090	21,470	14,340	8,710	16,740	12,710	9,350	12,820	10,140	7,840	10,410	13,370	11,140	8,770	8,120	7,590	7,140
		1歳児	59,900	45,780	45,360	35,870	36,020	24,640	30,960	36,340	29,210	23,580	31,610	27,580	24,220	27,690	25,010	22,710	25,280	28,240	26,010	23,640	22,990	22,460	22,010
		2歳児	44,720	30,600	30,180	20,690	20,840	9,460	15,780	21,160	14,030	8,400	16,430	12,400	9,040	12,510	9,830	7,530	10,100	13,060	10,830	8,460	7,810	7,280	6,830
		3歳児	45,910	31,790	31,370	21,880	22,030	10,650	16,970	22,350	15,220	9,590	17,620	13,590	10,230	13,700	11,020	8,720	11,290	14,250	12,020	9,650	9,000	8,470	8,020
	4歳以上児	45,910	31,790	31,370	21,880	22,030	10,650	16,970	22,350	15,220	9,590	17,620	13,590	10,230	13,700	11,020	8,720	11,290	14,250	12,020	9,650	9,000	8,470	8,020	
	未設置	0歳児	45,030	30,910	28,860	21,000	19,200	9,770	16,090	19,620	13,530	8,710	15,770	12,270	9,350	12,220	9,870	7,840	10,410	12,960	10,950	8,770	8,120	7,590	7,140
		1歳児	59,900	45,780	43,730	35,870	34,070	24,640	30,960	34,490	28,400	23,580	30,640	27,140	24,220	27,090	24,740	22,710	25,280	27,830	25,820	23,640	22,990	22,460	22,010
		2歳児	44,720	30,600	28,550	20,690	18,890	9,460	15,780	19,340	13,220	8,400	15,460	11,960	9,040	11,910	9,560	7,530	10,100	12,650	10,640	8,460	7,810	7,280	6,830
3歳児		45,910	31,790	29,740	21,880	20,080	10,650	16,970	20,500	14,410	9,590	16,650	13,150	10,230	13,100	10,750	8,720	11,290	13,840	11,830	9,650	9,000	8,470	8,020	
4歳以上児	45,910	31,790	29,740	21,880	20,080	10,650	16,970	20,500	14,410	9,590	16,650	13,150	10,230	13,100	10,750	8,720	11,290	13,840	11,830	9,650	9,000	8,470	8,020		
4年以上 7年未満	設置	0歳児	44,260	30,400	29,980	20,660	20,800	9,630	15,830	21,180	14,160	8,630	16,480	12,520	9,220	12,630	10,000	7,740	10,260	13,170	10,980	8,650	8,020	7,490	7,050
		1歳児	58,860	45,000	44,580	35,260	35,400	24,230	30,430	35,780	28,760	23,230	31,080	27,120	23,820	27,230	24,600	22,340	24,860	27,770	25,580	23,250	22,620	22,090	21,650
		2歳児	43,950	30,090	29,670	20,350	20,490	9,320	15,520	20,870	13,850	8,320	16,170	12,210	8,910	12,320	9,690	7,430	9,950	12,860	10,670	8,340	7,710	7,180	6,740
		3歳児	45,140	31,280	30,860	21,540	21,680	10,510	16,710	22,060	15,040	9,510	17,360	13,400	10,100	13,510	10,880	8,620	11,140	14,050	11,860	9,530	8,900	8,370	7,930
	4歳以上児	45,140	31,280	30,860	21,540	21,680	10,510	16,710	22,060	15,040	9,510	17,360	13,400	10,100	13,510	10,880	8,620	11,140	14,050	11,860	9,530	8,900	8,370	7,930	
	未設置	0歳児	44,260	30,400	28,380	20,660	18,890	9,630	15,830	19,360	13,370	8,630	15,530	12,090	9,220	12,040	9,730	7,740	10,260	12,770	10,800	8,650	8,020	7,490	7,050
		1歳児	58,860	45,000	42,980	35,260	33,490	24,230	30,430	33,960	27,970	23,230	30,130	26,690	23,820	26,640	24,330	7,740	10,260	27,370	25,400	23,250	22,620	22,090	21,650
		2歳児	43,950	30,090	28,070	20,350	18,580	9,320	15,520	19,050	13,060	8,320	15,220	11,780	8,910	11,730	9,420	22,340	24,860	12,460	10,490	8,340	7,710	7,180	6,740
3歳児		45,140	31,280	29,260	21,540	19,770	10,510	16,710	20,240	14,250	9,510	16,410	12,970	10,100	12,920	10,610	7,430	9,950	13,650	11,680	9,530	8,900	8,370	7,930	
4歳以上児	45,140	31,280	29,260	21,540	19,770	10,510	16,710	20,240	14,250	9,510	16,410	12,970	10,100	12,920	10,610	8,620	11,140	13,650	11,680	9,530	8,900	8,370	7,930		
4年未満	設置	0歳児	42,730	29,380	28,950	19,980	20,120	9,350	15,320	20,590	13,820	8,480	15,960	12,150	8,970	12,240	9,710	7,540	9,960	12,780	10,670	8,420	7,800	7,300	6,870
		1歳児	56,770	43,420	42,990	34,020	34,160	23,390	29,360	34,630	27,860	22,520	30,000	26,190	23,010	26,280	23,750	21,580	24,000	26,820	24,710	22,460	21,840	21,340	20,910
		2歳児	42,420	29,070	28,640	19,670	19,810	9,040	15,010	20,280	13,510	8,170	15,650	11,840	8,660	11,930	9,400	7,230	9,650	12,470	10,360	8,110	7,490	6,990	6,560
		3歳児	43,610	30,260	29,830	20,860	21,000	10,230	16,200	21,470	14,700	9,360	16,840	13,030	9,850	13,120	10,590	8,420	10,840	13,660	11,550	9,300	8,680	8,180	7,750
	4歳以上児	43,610	30,260	29,830	20,860	21,000	10,230	16,200	21,470	14,700	9,360	16,840	13,030	9,850	13,120	10,590	8,420	10,840	13,660	11,550	9,300	8,680	8,180	7,750	
	未設置	0歳児	42,730	29,380	27,430	19,990	18,280	9,350	15,320	18,840	13,050	8,480	15,040	11,730	8,970	11,680	9,450	7,540	9,960	12,390	10,490	8,420	7,800	7,300	6,870
		1歳児	56,770	43,420	41,470	34,030	32,320	23,390	29,360	32,880	27,090	22,520	29,080	25,770	23,010	25,720	23,490	21,580	24,000	26,430	24,530	22,460	21,840	21,340	20,910
		2歳児	42,420	29,070	27,120	19,680	17,970	9,040	15,010	18,530	12,740	8,170	14,730	11,420	8,660	11,370	9,140	7,230	9,650	12,080	10,180	8,110	7,490	6,990	6,560
3歳児		43,610	30,260	28,310	20,870	19,160	10,230	16,200	19,720	13,930	9,360	15,920	12,610	9,850	12,560	10,330	8,420	10,840	13,270	11,370	9,300	8,680	8,180	7,750	
4歳以上児	43,610	30,260	28,310	20,870	19,160	10,230	16,200	19,720	13,930	9,360	15,920	12,610	9,850	12,560	10,330	8,420	10,840	13,270	11,370	9,300	8,680	8,180	7,750		
停止	設置	0歳児	41,210	28,360	27,930	19,300	19,430	9,070	14,810	20,000	13,470	8,320	15,450	11,770	8,710	11,860	9,430	7,330	9,660	12,380	10,350	8,180	7,590	7,100	6,690
		1歳児	54,700	41,850	41,420	32,790	32,920	22,560	28,300	33,490	26,960	21,810	28,940	25,260	22,200	25,350	22,920	20,820	23,150	25,870	23,840	21,670	21,080	20,590	20,180
		2歳児	4																						

別表第7（第5条関係）

保育所地域活動事業単価表

事業名	
1	世代間交流等事業
2	地域における異年齢児交流事業
3	育児講座及び育児と仕事両立支援事業
4	小学校低学年児童の受入れ事業
5	地域の特性に応じた保育需要への対応事業
6	家庭的保育を行う者と保育所との連携事業
7	保育所体験特別事業

（注意）

1. 各事業250,000円を上限とする。
2. 1園当り500,000円を上限とする。

## 目黒区私立保育所法外援護実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第35条第4項の規定に基づき、目黒区内に設置された私立保育所（以下「保育所」という。）に対し、同法に基づく保育所における保育の実施に係る経費及び目黒区保育所運営費等補助要綱に基づく補助対象経費に加算する経費を助成することにより、もって児童の福祉の増進を図ることを目的とする。

### (援護対象経費)

第2条 区長は、保育所の設置者（以下「設置者」という。）に対し、次の各号に定める経費（以下「援護費」という。）について、予算の範囲内で支給する。

- 一 児童処遇加算費
- 二 職員処遇費
- 三 延長保育事業
- 四 産休明け保育
- 五 施設運営加算費
- 六 衛生管理費
- 七 歯科検診費
- 八 障害児保育加算費
- 九 経営安定対策費

### (扶助費算定基準等)

第3条 前条各号に定める援護費の算定基準及び支給時期は、別表のとおりとする。

### (援護費の請求)

第4条 援護費の支給を受けようとする設置者は、別記第1号様式による請求書により区長に請求しなければならない。

### (援護費の使用制限)

第5条 設置者は、この要綱に定める目的以外に援護費を使用してはならない。

### (状況報告)

第6条 区長は、援護費を支給した設置者に対し、必要があると認めるときは、援護費の執行状況について報告を求めることができる。

- 2 区長は、前項の規定により、当該報告を求めたときは、必要に応じて適切な処理を指示しなければならない。

### (実績報告)

第7条 援護費の支給を受けた設置者は、毎年4月30日までに前年度の実績について別記第2号様式による実績報告書及び別記第3号様式による実績内訳書によ

り区長に報告しなければならない。

なお、保育所が廃止となった場合は、その日から30日以内に当該年度における当該保育所が廃止となった日までの実績を報告しなければならない。この場合において前年度の実績を報告していないときは、前年度の実績をこれに併せて報告しなければならない。

(援護費支給の取消し及び返還)

第8条 区長は、設置者が偽りその他不正の手段により援護費の支給を受けたとき又は第5条の規定に違反して援護費を使用したときには、その全部又は一部について支給を取り消すことができる。

2 前項の場合において、当該取消しに係る援護費が既に支給されているときは期限を定めて返還を命ずることができる。

(費用徴収の禁止)

第9条 援護費の支給を受けた設置者は、この要綱で定める援護対象経費に関し、保育の実施を受ける児童の保護者から費用を徴収してはならない。ただし、援護費のうち第2条第3号の延長保育事業に係る費用を保護者から徴収する場合は、この限りでない。

付則

この要綱は、平成2年4月1日から施行する。

付則

この要綱は、平成3年4月1日から施行する。

付則

この要綱は、平成4年4月1日から施行する。

付則

この要綱は、平成5年4月1日から施行する。

付則

この要綱は、平成6年4月1日から施行する。

付則

この要綱は、平成7年4月1日から施行する。

付則

この要綱は、平成8年4月1日から施行する。

付則

この要綱は、平成8年10月1日から施行する。

付則

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

付則

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

付則

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

付則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

付則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

付則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

付則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

付則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

付則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

付則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

付則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

付則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

付則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

付則

この要綱は、平成21年6月1日から施行する。

付則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

付則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

付則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

付則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

付則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

付則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

付則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

付則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

法外援護対象経費算定基準

番号	援護対象経費	経費の説明	単価（円）		算定基準	支給月
1	児童処遇加算費	零・1・2・3歳以上児保育の充実を図る経費	月額	2,412	単価×児童数	毎月
2	職員処遇費	職員の処遇向上及び職員の研修の充実を図る経費	年額	9,500	単価×職員数（4月常勤職員数）	6月
3	延長保育事業	1時間延長保育事業の実施に要する人件費	月額	150,100	単価	毎月
		2時間延長保育事業の実施に要する人件費	月額	173,100	単価	毎月
4	産休明け保育	産休明け保育の実施に要する経費	月額	104,460	単価	毎月
5	施設運営加算費	郊外保育実施時の入園料、バス借り上げ等の経費及び運動会実施時の児童処遇費及び保育所の運営、施設整備等の充実を図る経費	月額	115,070	単価	毎月
6	衛生管理費	嘱託医助成費（嘱託医報酬の補助） 零歳児（産休明け）保育実施園 上記以外の保育園	年額	490,345	単価	4月
		検食保存経費（検食分材料購入に要する経費）	日額	314		
7	歯科検診費	児童の歯科検診の充実を図る経費	区が歯科医師会と契約して執行する。			
8	障害児保育加算費	（障害児保育加算費） 次のいずれかに該当する児童の処遇向上のため、障害児担当保育士の加配を要する経費 （1）「特別児童扶養手当等の支給に関する法律」（昭和39年法律第134号）に基づく特別児童扶養手当の支給対象障害児（所得により手当の支給を停止されている場合を含む。） （2）上記（1）以外の児童で、区長が次のいずれかに相当すると認める程度の障害を有する児童かつ障害児担当保育士の加配が必要と認められる児童。ただし、日常の保育において、健常児と同一の保育が可能な児童を除く。	月額	124,120	単価×児童数	毎月

		<p>ア. 身体障害については、おおむね「身体障害者福祉法施行規則」(昭和 25 年法律第 15 号) 別表第 5 号に規定する障害級別 5 級又は 4 級程度。ただし、聴覚障害については 6 級又は 4 級程度</p> <p>イ. 知能、社会性、運動機能の発達の遅れについては、おおむね「東京都愛の手帳交付要綱」(昭和 42 年 3 月 20 日 42 民児精発第 58 号) 第 4 条に定める判定基準の軽度又は中度程度</p> <p>ウ、その他区長が必要と認めるもの</p>				
9	経営安定対策費	平成 27 年度において、月額 864,877 円の特別保育推進費を受けていた保育所の収入減に伴う経営安定化に要する経費	月額	① 305,150 ② 130,540	単価	毎月

注 1 児童数は、各月初日の在籍児童数とする。

2 児童の年齢は、4 月に保育の実施をされる時点のものとし、年度末までは、その年齢とする。

3 2 号の職員処遇費の算定基準となる職員とは、その保育所の業務に専従する常勤職員（目黒区保育所運営費等補助要綱に定める常勤職員をいう。）とする。

4 6 号の衛生管理費のうち検食保存経費については、消費税分を加算する。

5 7 号の歯科検診費については、公立と併せて区が委託し執行する。

6 8 号の障害児担当保育士の加配については、区長がその要否を判断する。その障害児担当保育士は、常勤か非常勤かを問わず、保育士資格を有し、1 日 6 時間以上かつ月 20 日以上勤務のある者とする。また、区長は障害児担当保育士の雇用を示す資料の提出を求めることができる。

7 9 号の経営安定対策費の補助単価は、次の算式により算出された減収額に応じ、以下の補助単価とする。

・算式  $(864,877円 \times 12月 - 平成27年度延長保育料収入) - (別表 \cdot 3号及び別表 \cdot 4号による補助合計 + 平成27年度延長保育料収入)$

・補助単価 上記の算式により、減収額が年間300万円未満の保育所は月額130,540円とし、それ以外の保育所は月額305,150円とする。

8 9 号の経営安定対策費については、毎年、対象となる保育所と次年度に適用する補助単価についての協議を行い、当該単価の見直しを行うこととする。

9 3 号の延長保育事業については、週平均 1 時間以上又は、2 時間以上延長保育事業を実施する場合に加算する。またその場合、土曜日の延長時間は計算に含めないものとする。

別記

第1号様式（第4条関係）

## 請 求 書

全 額

（消費税非課税）

ただし、目黒区私立保育所法外授課実施要綱に基づき、  
平成 年 月分 保育費用として上記の金額を請求します。

平成 年 月 日

目黒区長あて

（請求者）

保育所名	
法人所在地	
法人名	
代表者 肩書・氏名	印

初日在籍児童数	尋歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳以上児	計
						0

請求内訳

番号	項 目	算 出					金 額（円）	
1	児童処遇加算費	2,412	×	0	名		0	
2	職員処遇費		×		名		0	
3	延長保育費 1時間延長保育事業の実施に要する人件費		×		名		0	
			×		名		0	
4	産休明け保育		×		所		0	
5	施設運営加算費	115,070	×		所		0	
6	衛生管理費	（嘱託医助成費）					円	0
		（検食保存費）						0
		尋歳児保育実施園						
		314	円	×	食	×	日	
	消費税分			0円				
7	障害児保育加算費	単価	×		名		0	
8	施設安定対策費	単価	×		所		0	
9	差額精算						0	
10	差額精算						0	
合 計							0	

- 注1 請求書は、毎月10日までに必ず提出してください。
- 2 請求書には、右上余白に捺印を押してください。
- 3 2号「職員処遇費」の職員数については、4月1日現在の常勤職員数を記載してください。
- 4 5号（検食保存費）の各月の日数については次のとおりです。

年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月

- 5 消費税については、小数点以下切り捨てて計算してください。

（用紙規格 A4）

## 年度 実績報告書

年 月 日

目黒区長 あて

所 在 地

法人・保育所名

代表者肩書・氏名

⑩

私立保育所に対する法外援護実施要綱の規定に基づき、区援護に係る事業の実績について別紙のとおり報告します。

実績内訳書

保育所名 [ ]

番号	項目	金額 (円)	実績			
1	児童処遇加算費  収入額計 (           円)		[ 零歳児保育 ] (主な用途)			
			[ 1歳児保育 ] (主な用途)			
			[ 2歳児保育 ] (主な用途)			
			[ 3歳以上児保育 ] (主な用途)			
			[ 給食 ] (主な用途)			
			[ 健康管理 ] (主な用途)			
2	職員処遇費  収入額計 (           円)		[ 職員処遇 ] (主な用途)			
			[ 職員研修 ] (主な用途)			
			実施年月日	受講者数	研 修 内 容	
3	延長保育事業 収入額計 (           円)		[ 雇用した職員 ] ・ 職員名 ・ 雇用期間			
4	産休明け保育 収入額計 (           円)		[ 産休明け保育 ] (主な用途)			
5	施設運営加算費  収入額計 (           円)		[ 郊外保育 ]			
			実施年月日	実施場所	参加児童数	内容
[ 運動会 ]						
[ 施設運営費 ] (主な用途)						
6	衛生管理費  収入額計 (           円)		[ 嘱託医助成費 ] (主な用途) 例 : @47,000 * 12 = 564,000			
			[ 検食保存経費 ] (主な用途)			
7	障害児保育加算費		[ 障害児保育加算 ] (主な用途)			
8	経営安定対策費		[ 経営安定対策費 ] (主な用途)			

## 目黒区私立認可保育所職員配置基準

【平成30年4月時点】

種 別			基 準 (注1)		
国・都基準	施設長	施設長 (園長)	1 人		
	保育士	年齢別保育士数 (注2)	乳児3人につき1人以上		
			1歳児5人につき1人以上 (注3)		
			2歳児6人につき1人以上		
			3歳児20人につき1人以上		
		4歳以上児30人につき1人以上			
	保育士の労働条件改善		定員90人以下の施設	1 人	
	保育標準時間認定児童受入施設		1 人		
	調理員	定員別調理員数 (注4)	定員40人以下	1 人	
			定員41～150人以下	2 人	
定員151人以上			3 人 (注5)		
事務	事務職員 (施設長等の職員が兼務する場合 又は業務委託する場合、配置は不要)	非常勤事務職員	1 人		
嘱託医		1 人			
区基準	保育士	11時間開所保育対策事業	定員60人以下の施設	1 人	
			定員61人以上の施設	2 人	
	延長保育事業		1 人		
	調理員	零歳児保育特別対策事業	乳児定員6人以上	1 人 (注4)	
保健師	零歳児保育特別対策事業	乳児定員6人以上	1 人		

(注1) 人数は常勤職員の配置数で算定する(嘱託医・事務職員を除く。)

(注2) 保育計画の立案等の業務に専任する主任保育士は、年齢別保育士数に含められない。

(注3) 国・都基準は6人につき1人以上を保育士の員数としているが、目黒区では5人につき1人以上の配置を基準とする。

(注4) 調理業務の全部を委託する場合、調理員を置かないことができる。ただし、別途届出が必要のため、申出がない場合認められない。

(注5) 定員151人以上の施設に限り、1人が非常勤職員でも可とする。

## 児童館整備費の補助について

## 1 施設整備費補助

整備費は、31年度予算での計上となるため、今後、所定の手続きを経て予算化していくことになります。

ここでお示しする金額は、今回の公募に係る資金計画上の施設整備費補助見込額とご理解ください。

なお、施設整備費補助制度を利用する場合には、別途補助協議が必要になります。また、それぞれの補助基準に合致した計画であることが必要です。目黒区では、協議時の予算の範囲内で補助を行います。

## (1) 補助金交付額(予定)

補助基準に合致した整備費201,640千円(次世代育成支援対策施設整備交付金においては補助基準額61,230千円のうち事業者負担が1/3あります。)を基準とします。なお、平成31年度予算が成立することが前提となり、その予算額が上限額になります。

(単位:千円)

補助基準額 201,640			
次世代育成支援対策施設整備交付金		児童館環境整備事業	子供家庭支援包括補助
61,230		20,410	120,000
補助 (2/3) 40,820	事業者 (1/3) 20,410	補助 (10/10) 20,410	補助 (10/10) 120,000

## (2) 整備スケジュールについての留意点

実施設計及び工事の契約・着手は国庫補助等内示後に行う必要があります。

## 2 職員配置基準

職員配置は公募要項「8 運営に関する基本的条件(3)児童館及び学童保育クラブの運営に当たっての遵守事項等を参考にしてください。

## 3 施設運営費補助

運営に当たっては、現在調整中の運営費補助要綱により交付の対象となった場合、補助を行います。現在目黒区で実施している主な事業(「目黒区児童館運営指針」参照)が補助対象となる予定です。

## 4 費用の負担

応募にかかる費用及び整備にかかる費用は、すべて事業者のご負担となります。

## 5 事情変更

事業者決定後、国及び東京都の制度や諸事情等に大幅な変更が生じた場合は、区と事業者間で整備方法等について変更協議することがあります。

以上

## 学童保育クラブ整備費の補助について

## 1 施設整備費補助

整備費は、31年度予算での計上となるため、今後、所定の手続きを経て予算化していくことになります。

ここでお示しする金額は、今回の公募に係る資金計画上の施設整備費補助見込額とご理解ください。

なお、施設整備費補助制度を利用する場合には、別途補助協議が必要になります。また、それぞれの補助基準に合致した計画であることが必要です。目黒区では、協議時の予算の範囲内で補助を行います。

## (1) 補助金交付額(予定)

補助基準に合致した整備費145,713千円(子ども・子育て支援整備交付金においては補助基準額25,713千円のうち事業者負担が1/4あります。)を基準とします。なお、平成31年度予算が成立することが前提となり、その予算額が上限額になります。

(単位：千円)

補助基準額 145,713			
子ども・子育て支援整備交付金		子供家庭支援包括補助	
25,713		120,000	
補助 (3/4) 19,285	事業者 (1/4) 6,428	補助 (10/10) 120,000	

## (2) 整備スケジュールについての留意点

実施設計及び工事の契約・着手は国庫補助等内示後に行う必要があります。

## 2 職員配置基準

職員配置は公募要項「8 運営に関する基本的条件(3) 児童館及び学童保育クラブの運営に当たっての遵守事項、目黒区放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例等を参考にしてください。

## 3 施設運営費補助

運営に当たっては、現在調整中の運営費補助要綱により交付の対象となった場合、補助を行います。現在目黒区で実施している主な事業(「目黒区学童保育クラブ保育指針」参照)が補助対象となる予定です。

## 4 費用の負担

応募にかかる費用及び整備にかかる費用は、すべて事業者のご負担となります。

## 5 事情変更

事業者決定後、国及び東京都の制度や諸事情等に大幅な変更が生じた場合は、区と事業者間で整備方法等について変更協議することがあります。

以上